

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月18日	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先4	[○]その他 (保健福祉システム端末の画面参照)	[ ]その他 ( )	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先7	[○]その他 (保健福祉システム端末の画面参照)	[ ]その他 ( )	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先8	[○]フラッシュメモリ [○]紙	[ ]フラッシュメモリ [ ]紙	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先9	[○]紙	[ ]紙	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先10	[ ]庁内連携システム [○]紙	[○]庁内連携システム [ ]紙	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先16	[○]紙	[ ]紙	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先16	[○]その他 (保健福祉システム端末の画面参照)	[ ]その他 ( )	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和5年9月29日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、	(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、11	事前	別表第二 (第十九条、第二十一条関係) 21項削除に伴う変更であるため、重要な変更にあたらぬ
	(別添1) 事務内容	-	・申請管理システム ・戸籍附票システム ・機構保存附票本人確認情報をその他の情報の流れを追加	事後	事務の流れを最新化し、重要な変更にあたらぬ
	II ファイルの概要 (1) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 ⑥委託先名	(株) エイジェック	キャリアリンク株式会社	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先1	健康福祉局子ども未来部子ども支援課	こども局こども育成部こども支援課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらぬ
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉局子ども未来部児童相談所	こども局児童相談所	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらぬ
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先3	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更にあたらぬ
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先6	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) による退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) による退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収に関する事務	事後	組織改編に伴う、事務分置の変更であり、重要な変更にあたらぬ
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先7	健康福祉局障がい者支援部精神保健福祉室	こども局こども育成部こども家庭福祉課	事後	行詰めのため、重要な変更にあたらぬ
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託を伴うものを除く。) 移転先7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収に関する事務	・児童福祉法による子育て短期支援事業、助産及び母子生活支援施設入所の実負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	事後	行詰めのため、重要な変更にあたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 8	健康福祉局福祉部保護管理課	健康福祉局保健福祉部保護管理課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 11	健康福祉局福祉部国保年金課	健康福祉局健康福祉部国保年金課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 12	健康福祉局福祉部高齢福祉課	健康福祉局高齢者支援部高齢福祉課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 13	健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課	健康福祉局こども育成部保育幼稚園課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 14	健康福祉局福祉部介護保険課	健康福祉局高齢者支援部介護保険課	事後	組織改編に伴う名称変更であり、重要な変更には当たらない
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 15	健康福祉局子ども政策課	こども局こども育成部こども支援課	事後	組織改編に伴う、事務分置の変更であり、重要な変更には当たらない
	II ファイルの概要 (1) 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先 15 ②移転先における用途	・母子健康法による保健指導、申請時の訪問指導、健康検査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付に関する事務 ・母子健康法による保健指導、申請時の訪問指導、健康検査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	事後	組織改編に伴う、事務分置の変更であり、重要な変更には当たらない
令和6年8月26日	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	-	熊本市マイナンバーセンター運営業務委託を追加	事前	熊本市マイナンバーセンター運営業務委託（令和6年10月業務開始予定）開始に伴う変更
	II ファイルの概要 (1) II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	5件	事前	熊本市マイナンバーセンター運営業務委託（令和6年10月業務開始予定）開始に伴う変更
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（住民基本台帳ファイル） 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	【熊本市マイナンバーセンター運営業務委託特有のリスク】 リスク：交付前設定業務を委託化することによって、他業務（特定個人情報ファイルの取り扱いを行わない業務）へ何かしらの悪影響を及ぼすリスク リスクに対する措置：・当該業務の仕様について、市の保有する端末・ネットワーク（専用回線）を使用し、当端末のみで完結可能な業務として構築する	事前	熊本市マイナンバーセンター運営業務委託（令和6年10月業務開始予定）開始に伴う変更
	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年3月3日	令和5年11月1日	事前	重要な変更であるため事前に提出
	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和2年11月16日～令和2年12月15日	令和6年1月29日～令和6年2月29日	事前	重要な変更であるため事前に提出
令和6年9月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表  (情報提供の根拠) ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため ・番号法第19条 別表第二の事務において、符号の取得に利用するため	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の事務において、符号の取得に利用する	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(60件)	[○]提供を行っている(62件)	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	番号法第19条 第7号 別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条 第7号 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項。(別紙1参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項。(別紙1参照)	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法別表第2 第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	番号法別表第2 第4欄に掲げる特定個人情報(住民票関係情報)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第4欄に掲げる利用特定個人情報(住民票関係情報)	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	熊本市教育委員会学校教育部指導課	熊本市教育委員会学校教育部学務支援課	事後	組織改編に伴う、事務分掌の変更であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先3	[○]紙 [ ] その他 ( )	[ ] 紙 [○] その他 (既存住基システム端末の画面参照)	事後	軽微な変更のため
	(1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4	健康福祉局保健衛生部感染症対策課	健康福祉局保健衛生部感染症予防課、健康危機管理課	事後	組織改編に伴う、事務分掌の変更であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑥移転方法	[○]庁内連携システム [ ] その他 ( )	[ ] 庁内連携システム [○] その他 (既存住基システム端末の画面参照)	事後	軽微な変更のため
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)	健康福祉局保健衛生部医療政策課	健康福祉局保健衛生部医療対策課	事後	組織改編に伴う、事務分掌の変更であり、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	事後	軽微な変更であり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	事後	軽微な変更であり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (3) 送付先情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	事後	軽微な変更であり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (4) 届出情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	<データセンターにおける措置> 入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	事後	軽微な変更であり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (1) 住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項	・熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・個人情報の保護に関する法律の遵守に関する事項	事後	法改正に伴うものであり、軽微な変更のため。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項	・熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・個人情報の保護に関する法律の遵守に関する事項	事後	法改正に伴うものであり、軽微な変更のため。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項	・熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・個人情報の保護に関する法律の遵守に関する事項	事後	法改正に伴うものであり、軽微な変更のため。
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (4) 届出情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	・熊本市個人情報保護条例、熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項	・熊本市情報セキュリティ基本方針、熊本市情報セキュリティ対策基準等の遵守に関する事項 ・個人情報の保護に関する法律の遵守に関する事項	事後	法改正に伴うものであり、軽微な変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	いプロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール」－「ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	番号法及び住基法並びに個人情報の保護に関する法律の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	事後	法改正に伴うものであり、軽微な変更のため。
	III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 (4) 届出情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<データセンターにおける措置> ・入退管理 ICカード+手のひら静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	<データセンターにおける措置> ・入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム	事後	軽微な変更のため
	III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 (2) 本人確認情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。	<執務室における措置> ①外部記録媒体等については次のルール等を設けて安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰りの禁止 ・鍵のついたキャビネット等への保管  <データセンターにおける措置> ・外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止、生体認証ラック開閉管理	事後	軽微な変更であり、リスクを明らかに軽減させる変更であるため。
	III 特定個人情報ファイルの取扱い プロセスにおけるリスク対策 (3) 送付先情報ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	・サーバ室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。	<執務室における措置> ①外部記録媒体等については次のルール等を設けて安全管理措置を講じている。 ・私物等の使用禁止 ・持ち帰りの禁止 ・鍵のついたキャビネット等への保管  <データセンターにおける措置> ・外部侵入防止 外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ ・入退管理 ICカード+静脈認証による入退管理、要員所在管理システム ・不正持込・持出防止、生体認証ラック開閉管理	事後	軽微な変更であり、リスクを明らかに軽減させる変更であるため。
	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている (16件)	[○]移転を行っている (17件)	事後	軽微な変更のため
	III 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先17	-	全項目新規追加	事後	特定給付の指定によるものであり、重要な変更にあたらないため
	別紙1	-	全項目見直し	事後	法改正に伴うものであり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） （令和2年3月31日法律第14号施行時点） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等）  2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） （令和元年6月14日法律第37号施行時点） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等）  2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号） ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10 （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）	事後	軽微な変更のため